兼職・兼業に関する取扱規程

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2016. 02. 01
1.2	元号改正に伴う改正 (様式1~3)	2019. 05. 01
1.3	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30

目 次

		目的	
		適用の範囲	
		定義	
第	4条	制限	1
第	5条	特例	1
		届出	
第	7条	改廃	2
付	則		2

兼職・兼業に関する取扱規程

規程番号 1005-0000-00-規制定日 2016年 2月 1日 改正日 2021年 6月30日

(目的)

第 1条 この規程は、就業規則第26条第1項第6号の規定に基づき、この会社に勤務する従業員の兼職・兼業に関する取扱を明確にし、職場秩序の維持と円滑な業務遂行を目的とする。

(適用の範囲)

第 2条 この規程は、会社の従業員に適用する。

(定義)

- 第 3条 この規程において兼職・兼業とは、この会社の命令による場合以外で、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 事業を営むこと
 - (2) 団体を主宰すること
 - (3) この会社以外の法人、団体等の役員・委員等になること
 - (4) この会社以外の法人、団体等との労務提供(雇用・請負・委託)契約により業務に従事すること
 - (5) 継続的な役務提供または物品販売等により収入を得ること
 - (6) その他この会社以外の外で何らかの地位または役職に就くこと

(制1限)

- 第 4条 従業員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、兼職・兼業してはならない。
 - (1) 国会または地方公共団体議会の議員
 - (2) 裁判員、民生委員その他これに類する公的委員等
 - (3) いわゆる家業として営んでいる事業等の経営または当該事業等への従事
 - (4) 家内労働法に定める家内労働者
 - (5) 自らの家業と同業者を基本構成員とする組合等の非常勤役員
 - (6) 資産活用として行う不動産等の賃貸
 - (7) 親族(民法に定める親族をいう。)が代表権を有する法人の非常勤役員(代表権を有する 場合を除く。)
 - (8) 学問、技芸、スポーツ等の教授(他に雇用されて行う場合を除く。)
 - (9) 創作・芸能活動(他に雇用されて行う場合を除く。)
 - (10) PTA、自治会、農家(実行)組合等、公的・公共的目的を有する法人・団体等の役員・委員等
 - (11) 労働組合の役員

(特例)

- 第 5条 前条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ代表取締役 社長が必要と認めた場合は、兼職・兼業を行うことができる。
 - (1) 兼職・兼業をしなければ生計を維持できない等の事情がある場合
 - (2) 当該兼職・兼業を行うことが会社の社会的評価の向上に資すると認められる場合
 - (3) その他前各号以外に兼職・兼業を認めてもよい特別の事由がある場合

2 前項の適用を受ける場合は、「兼職・兼業許可申請書」(様式1)にて許可を得なければならない。

(届出)

- 第 6条 従業員は、第4条第1項第1号、第5号(株主JA・団体の非常勤役員となる場合に限る。)、 または第7号に該当する兼職・兼業を行う場合は、「兼職・兼業届」(様式2)にて事前に届け出なければならない。
 - 2 前条の適用を受けた者および前項の届出を行った者が当該兼職・兼業を取りやめた場合は、速やかに「兼職・兼業消滅届」(様式3)にて届け出なければならない。

(效廃)

第 7条 この規程の改廃は、代表取締役社長が行う。

付 則

本規程の制定時において既に第4条第1項各号に定める以外の兼職・兼業を行っている者、第4条第1項第1号、第5号(株主JA・団体の非常勤役員となる場合に限る。)、または第7号に該当する兼職・兼業を行っている者は、制定後1ヵ月以内に申請および届出を行うものとする。

ただし、別途決裁等において既に手続きをしている場合は省略することができる。

兼職・兼業許可申請書

株式会社三重県農協情報センター				
代表取締役社長様				
	所 属 毛 名	年	月日印	
私は、下記の〔 兼職 兼業 〕について、その許可を申記	青します。			
○兼職法人・団体名称 〔役職・肩書き等 〔期 間 〔 年 月 日 から報酬の有無 〔 有 無 〕	年	月	〕 〕 日 まで〕	
○兼業業 種 〔業 務 内 容 〔経営、従事の別 〔 経営 従事 〕]	
			以上	_

	総	务 部		センター長	社	Ē	
係	照 査	副部長	部 長				
							1
							'

兼職・兼業届

代表取締役社長 様 私は、下記の〔兼職 兼業〕について、その内容を届けます。 記 ○兼職 法人・団体名称 〔	株式会社三重県農協情報	センター				
所属 氏名 印 私は、下記の〔兼職 兼業〕について、その内容を届けます。 記 〇兼職 法人・団体名称 〔 役職・肩書き等 〔 期 間 〔年月日から年月日まで〕	代表取締役社長	様				
所属 氏名 印 私は、下記の〔兼職 兼業〕について、その内容を届けます。 記 〇兼職 法人・団体名称 〔 役職・肩書き等 〔 期 間 〔年月日から年月日まで〕						
所属 氏名 印 私は、下記の〔兼職 兼業〕について、その内容を届けます。 記 〇兼職 法人・団体名称 〔 役職・肩書き等 〔 期 間 〔年月日から年月日まで〕				任	目	Ħ
氏名 印 私は、下記の〔兼職 兼業〕について、その内容を届けます。 記 〇兼職 法人・団体名称 〔 役職・肩書き等 〔 期 間 〔年月日から年月日まで〕			所属	—	71	Н
記 ()兼職 法人・団体名称 [役職・肩書き等 [期 間 [年 月 日 から 年 月 日 まで] ()兼業						印
記 ()兼職 法人・団体名称 [役職・肩書き等 [期 間 [年 月 日 から 年 月 日 まで] ()兼業						
記 ()兼職 法人・団体名称 [役職・肩書き等 [期 間 [年 月 日 から 年 月 日 まで] ()兼業						
記 ()兼職 法人・団体名称 [役職・肩書き等 [期 間 [年 月 日 から 年 月 日 まで] ()兼業	利は、下記の〔 兼	職 兼業 〕について、その	内容を届けます。			
○兼職法人・団体名称 [役職・肩書き等 [期 間 [年 月 日 から 年 月 日 まで] ○兼業			Г 2 П С/Ш () С			
法人・団体名称 〔		記				
法人・団体名称 〔 役職・肩書き等 〔 期 間 〔 年 月 日 から 年 月 日 まで〕 ○兼業	<u>→</u>					
役職・肩書き等 〔 期 間 〔 年 月 日 から 年 月 日 まで〕 ○兼業		ſ				ì
○兼業		•				j
	期間	〔 年 月 日	から年	月	日	まで〕
	○兼業					
)
業務内容〔		`)
経営、従事の別 〔 経営 従事 〕	経営、従事の別	【 経営 従事 】				
以上						以上

	総	务 部		センター長	社	長
係	照 査	副部長	部 長	E27 X	124	

兼職・兼業消滅届

株式会社三重県農協情報センター 代表取締役社長	様					
		所氏		年	月	印
私は、 年 月で、その内容を届けます。	日で〔 許可された 記	届け出た	〕下記	の事実	が消滅し	しましたの
○兼職法人・団体名称 〔	п́С]
役職・肩書き等〔]
○兼業 業 種 〔 業 務 内 容 〔]
						以上

	総	务 部		センター長	社	長
係	照 査	副部長	部 長			X